

## 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給		
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年間支給率)
本 年 度	長 等	4	0	37,236,000	19,163,420 (3.68)月分
	議 員	46	339,723,547	0	138,776,659 (3.43)月分
	その他の特別職	5,279	4,121,075,741	0	0
	計	5,329	4,460,799,288	37,236,000	157,940,079
前 年 度	長 等	4	0	42,085,200	19,876,506 (3.43)月分
	議 員	47	339,006,647	0	141,817,723 (3.43)月分
	その他の特別職	5,629	4,076,628,645	0	0
	計	5,680	4,415,635,292	42,085,200	161,694,229
比 較	長 等	0	0	△ 4,849,200	△ 713,086
	議 員	△ 1	716,900	0	△ 3,041,064
	その他の特別職	△ 350	44,447,096	0	0
	計	△ 351	45,163,996	△ 4,849,200	△ 3,754,150

(単位:円)

与 費			共 済 費	合 計
地 域 手 当	その他の手当	計		
5,399,205	20,137,184	81,935,809	9,074,854	91,010,663
0	0	478,500,206	171,072,000	649,572,206
0	0	4,121,075,741	453,457,345	4,574,533,086
5,399,205	20,137,184	4,681,511,756	633,604,199	5,315,115,955
6,102,350	5,357,236	73,421,292	8,804,671	82,225,963
0	0	480,824,370	175,629,600	656,453,970
0	0	4,076,628,645	441,128,034	4,517,756,679
6,102,350	5,357,236	4,630,874,307	625,562,305	5,256,436,612
△ 703,145	14,779,948	8,514,517	270,183	8,784,700
0	0	△ 2,324,164	△ 4,557,600	△ 6,881,764
0	0	44,447,096	12,329,311	56,776,407
△ 703,145	14,779,948	50,637,449	8,041,894	58,679,343

## 2 一般職

## (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料	職 員 手 当 等
本年度	3,395 (343)	13,143,918,114 (776,167,998)	14,067,021,390 (398,098,304)
前年度	3,418 (315)	13,291,247,222 (714,019,141)	13,846,224,383 (361,046,007)
比較	△ 23 (28)	△ 147,329,108 (62,148,857)	220,797,007 (37,052,297)

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	本年度	225,626,025 (0)	2,434,055,227 (140,834,795)	3,589,820,455 (115,788,091)	2,229,039,241 (60,584,387)
	前年度	232,643,347 (0)	2,461,438,070 (130,013,498)	3,615,032,907 (105,566,348)	1,914,712,946 (48,781,390)
	比較	△ 7,017,322 (0)	△ 27,382,843 (10,821,297)	△ 25,212,452 (10,221,743)	314,326,295 (11,802,997)
	区 分	休 日 給 夜 勤 手 当	宿 日 直 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当
	本年度	106,126,733 (6,028,689)	4,489,600 (0)	3,066,340,176 (0)	206,300,810 (0)
	前年度	110,079,941 (4,990,585)	4,487,200 (0)	3,143,790,882 (0)	215,213,140 (0)
	比較	△ 3,953,208 (1,038,104)	2,400 (0)	△ 77,450,706 (0)	△ 8,912,330 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

(単位:円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
27,210,939,504 (1,174,266,302)	4,617,677,969 (177,042,166)	31,828,617,473 (1,351,308,468)	
27,137,471,605 (1,075,065,148)	4,478,986,105 (162,142,224)	31,616,457,710 (1,237,207,372)	
73,467,899 (99,201,154)	138,691,864 (14,899,942)	212,159,763 (114,101,096)	

管 理 職 手 当	通 勤 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
154,840,813 (6,249,300)	412,901,612 (46,095,371)	8,372,377 (0)	39,214,030 (1,969,030)	1,453,753,549 (20,463,641)
152,700,869 (8,280,000)	411,874,697 (40,317,232)	10,845,643 (0)	40,171,110 (1,806,140)	1,390,828,661 (21,290,814)
2,139,944 (△ 2,030,700)	1,026,915 (5,778,139)	△ 2,473,266 (0)	△ 957,080 (162,890)	62,924,888 (△ 827,173)

児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	
127,955,000 (0)	276,000 (0)	2,110,000 (85,000)	5,799,742 (0)	
133,405,000 (0)	651,000 (0)	2,355,000 (0)	5,993,970 (0)	
△ 5,450,000 (0)	△ 375,000 (0)	△ 245,000 (85,000)	△ 194,228 (0)	

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 85,180,251	給与改定に伴う増減分	25,655,635
		昇給に伴う増減分	209,670,174
		その他の増減分	△ 320,506,060
職員手当等	257,849,304	制度改正に伴う増減分	317,216,962
		その他の増減分	△ 59,367,658

(単位:円)

説 明	備 考
	給与改定率 0.2 %
平均昇給率 1.60%	昇給職員数 4月 3,137人
実績による減	
勤勉手当 326,129,292  住居手当 △ 8,912,330	支給月数の増 常勤職員 1.35月 → 1.60月 再任用職員 0.65月 → 0.75月  支給対象者の減 1. 借家・借間に居住する世帯主 27歳以下の者 27,000円 32歳以下の者 17,600円 33歳以上の者 8,300円  2. 持家に居住する世帯主(経過措置) 6,000円
実績による減	

## (3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与			
区	分	行政職(一)	行政職(二)
平成27年3月1日現在	平均給料月額	325,611 円	309,102 円
	平均給与月額	444,667 円	407,739 円
	平均年齢	44 歳	50 歳
平成26年3月1日現在	平均給料月額	327,698 円	307,593 円
	平均給与月額	444,767 円	406,233 円
	平均年齢	44 歳	49 歳
イ 初任給			
(杉並区)			
区分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	Ⅲ類 143,300		
短大卒	Ⅱ類 157,600		159,600
大学卒	Ⅰ類 181,200	227,500	182,800
(国)			
区分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	Ⅲ種 142,100		
短大卒			158,100
大学卒	Ⅰ種 181,200	240,100	180,300

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
485,116 円	357,608 円	328,123 円	280,974 円
802,245 円	475,096 円	431,133 円	356,390 円
55 歳	50 歳	45 歳	35 歳
500,350 円	354,799 円	329,548 円	272,020 円
868,827 円	459,353 円	428,078 円	341,739 円
52 歳	49 歳	45 歳	34 歳

(単位:円)

医療職(三)	幼稚園教育職	学校教育職
175,400	176,100	178,400
188,000	193,400	195,900

医療職(三)
182,900
203,400



ウ 級別職員数						
区 分	行政職(一)		行政職(二)		医療	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	
平成 27年 3月 1日  現在	8級	35 (3)人	1.3 (1.3)%	— 人	— %	— 人
	7級	14 (0)	0.5 (0.0)	—	—	—
	6級	53 (5)	2.0 (2.2)	—	—	—
	5級	174 (1)	6.6 (0.4)	—	—	—
	4級	728 (38)	27.7 (16.3)	4 (0)	0.9 (0.0)	—
	3級	968 (182)	36.8 (78.1)	62 (0)	13.7 (0.0)	3 (0)
	2級	465 (4)	17.7 (1.7)	322 (41)	71.4 (91.1)	3 (0)
	1級	196 (0)	7.4 (0.0)	63 (4)	14.0 (8.9)	1 (0)
	計	2,633 (233)	100.0 (100.0)	451 (45)	100.0 (100.0)	7 (0)
平成 26年 3月 1日  現在	8級	34 (4)人	1.3 (1.8)%	— 人	— %	— 人
	7級	14 (0)	0.5 (0.0)	—	—	—
	6級	54 (6)	2.1 (2.8)	—	—	—
	5級	171 (1)	6.5 (0.5)	—	—	—
	4級	768 (31)	29.3 (14.3)	4 (0)	0.8 (0.0)	—
	3級	947 (171)	36.1 (78.8)	76 (0)	16.0 (0.0)	2 (0)
	2級	436 (4)	16.6 (1.8)	308 (76)	64.9 (88.4)	4 (0)
	1級	200 (0)	7.6 (0.0)	87 (10)	18.3 (11.6)	0 (0)
	計	2,624 (217)	100.0 (100.0)	475 (86)	100.0 (100.0)	6 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

(一般行政職の標準的な級別職務内容)

職務の級	標準的な職務
8 級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
7 級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	課長の職務
5 級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長、担当係長又は主査の職務

職(一)		医療職(二)		医療職(三)		教育職	
構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	—	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	2 (0)	1.3 (0.0)	—
—	3 (0)	7.3 (0.0)	6 (0)	6.1 (0.0)	3 (0)	2.0 (0.0)	—
—	20 (0)	48.8 (0.0)	26 (0)	26.5 (0.0)	5 (0)	3.2 (0.0)	—
42.9 (0.0)	17 (2)	41.5 (100.0)	42 (6)	43.0 (100.0)	4 (0)	2.6 (0.0)	—
42.9 (0.0)	1 (0)	2.4 (0.0)	17 (0)	17.3 (0.0)	130 (0)	84.4 (0.0)	—
14.2 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (0)	5.1 (0.0)	10 (0)	6.5 (0.0)	—
100.0 (0.0)	41 (2)	100.0 (100.0)	98 (6)	100.0 (100.0)	154 (0)	100.0 (0.0)	—
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	—	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	1.0 (12.5)	2 (0)	1.3 (0.0)	—
—	2 (0)	4.9 (0.0)	5 (0)	5.1 (0.0)	3 (0)	1.9 (0.0)	—
—	21 (0)	51.2 (0.0)	27 (0)	27.6 (0.0)	3 (0)	1.9 (0.0)	—
33.3 (0.0)	15 (2)	36.6 (100.0)	45 (7)	45.9 (87.5)	6 (0)	3.8 (0.0)	—
66.7 (0.0)	3 (0)	7.3 (0.0)	13 (0)	13.3 (0.0)	134 (0)	84.3 (0.0)	—
0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	6 (0)	6.1 (0.0)	11 (0)	6.8 (0.0)	—
100.0 (0.0)	41 (2)	100.0 (100.0)	98 (8)	100.0 (100.0)	159 (0)	100.0 (0.0)	—

職務の級	標準的な職務
4 級	1. 係長、担当係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
3 級	1. 主任主事の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	2級から8級までの職務の級に属さない職員の職務

エ 昇給					
区 分		合 計	行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	3,368 人	2,638 人	447 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	885	713	104
		2 号 加 算	139	116	11
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	48	46	0
		2 号 加 算	3	0	0
		3 号 加 算	35	35	0
		4 号 加 算	3	3	0
		5 号 加 算	12	12	0
	合 計	1,125	925	115	
	前 年 度	職 員 数	3,417 人	2,653 人	475 人
成 績 昇 給		1 号 加 算	989	792	117
		2 号 加 算	122	105	12
遠 隔 地 昇 給		0	0	0	
昇 任 時 昇 給		管理職昇任	0	0	0
採 用 時 調 整		1 号 加 算	64	61	0
		2 号 加 算	8	0	0
		3 号 加 算	44	44	0
		4 号 加 算	0	0	0
		5 号 加 算	11	11	0
合 計		1,238	1,013	129	
オ 期末手当・勤勉手当					
区 分		支 給 期 別 支 給 率			
		6 月 (月分)	12 月 (月分)	3 月 (月分)	
本 年 度	一般職員	1.825	2.125	0.25	
	管理職員	1.825	2.125	0.25	
	(一般職員)	(0.975)	(1.125)	(0.10)	
	(管理職員)	(0.975)	(1.125)	(0.10)	
前 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25	
	管理職員	1.825	1.875	0.25	
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
都 の 制 度		1.90	2.30	—	
国 の 制 度		1.90	2.20	—	
※( )内は再任用職員に係る支給率である。					

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
7人	40人	101人	135人
0	9	29	30
1	1	6	4
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2	0
0	0	1	2
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	10	38	36
7人	41人	98人	143人
2	7	40	31
0	0	4	1
0	0	0	0
0	0	0	0
0	3	0	0
1	2	0	5
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3	12	44	37

支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による加算措置	備	考
4.20	有	一般職員	期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分
4.20		管理職員	期末手当 2.20月分 勤勉手当 2.00月分
(2.20)		(一般職員	期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.75月分)
(2.20)		(管理職員	期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.95月分)
3.95	有	一般職員	期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95		管理職員	期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分
(2.10)		(一般職員	期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分)
(2.10)		(管理職員	期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
4.20	有	一般職員	期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分
4.10	有	一般職員	期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分
		特定管理職員	期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.90月分

カ 退職手当の支給率等					
区 分		基本額の支給率			
		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
区 (支給率等)	普通	20.41	30.16	44.08	44.16
	定年(勸奨)	28.16	37.33	52.76	52.76
国の制度 (支給率等)	普通	20.445	29.145	41.325	49.59
	定年(勸奨)	25.55625	34.5825	49.59	49.59
キ 地域手当の支給率等					
地		域			
区	支 給 率				
	支 給 対 象 職 員 数				
国の指定基準に基づく支給率(本則値)					

調整額	その他
退職前20年度間の職務・職責に応じて定める調整額を基本額に加算	平成26年4月1日～平成27年3月31日までの間の支給率(本則は平成27年4月1日より施行)
上に同じ	平成26年4月1日～平成27年3月31日までの間の支給率(本則は平成27年4月1日より施行) 早期退職者割増制度(2～20%加算)
職務・職責に応じて定める調整月額のうち、額の多いものから60月分を基本額に加算	平成26年7月1日以降の支給率
上に同じ	平成26年7月1日以降の支給率 早期退職者募集制度(2～45%加算)

1級地 (特別区)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
18%	—	—	—	—	—
3,394人	—	—	—	—	—
18%	15%	12%	10%	6%	3%

ク 特殊勤務手当				
区 分	全職種	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)
給料総額に対する比率	0.3%	0.0%	2.1%	0.0%
支給対象職員の比率	9.6%	3.4%	48.0%	0.0%
(代表的な特殊勤務手当の名称)				
○ 支給額(上位5位まで)				
1 清掃業務手当				
2 福祉事務所等業務手当				
3 教員特殊業務手当(部活動指導業務)				
4 放射線業務手当				
5 教員特殊業務手当(修学旅行等指導業務)				
ケ その他の手当				
区分	区			都
扶養手当	配偶者及び配偶者を欠く第1子	13,700円		配偶者及び配偶者を欠く第1子
	その他の扶養親族	各5,500円		その他の扶養親族
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円加算(配偶者を欠く第1子を除く)			満15歳に達する日後の最初の以後の最初の3月31日までの円加算(配偶者を欠く第1子を
	扶養認定限度額	1,400,000円		扶養認定限度額
住居手当	1. 借家・借間に居住する世帯主(準ずる者を含む)である者			1. 借家・借間に居住する世帯主
	27歳以下の者	27,000円		未満の者
	32歳以下の者	17,600円		
	33歳以上の者	8,300円		2. 単身赴任手当を支給される
	2. 持家に居住する世帯主(準ずる者を含む)である者	6,000円		
	3. 単身赴任手当を支給される者			
	27歳以下の者	13,500円		
	32歳以下の者	8,800円		
	33歳以上の者	4,100円		
	持家の者	3,000円		
通勤手当	1. 交通機関利用者の運賃相当額	限度額 55,000円		1. 交通機関利用者の運賃相当
	ただし、異動等に伴い、新幹線を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算			ただし、異動等に伴い、新幹
	2. 交通用具利用者			となる場合は、特別料金等の
	5km未満	2,600円		2. 交通用具利用者
	5km以上10km未満	3,000円		
	10km以上15km未満	5,000円		1
	15km以上20km未満	7,000円		1
	20km以上25km未満	9,000円		2
	25km以上35km未満	11,000円		2
	35km以上	13,000円		

医療職(二)	医療職(三)	教育職
0.2%	0.0%	0.1%
11.2%	5.6%	5.3%

- 支給人員(上位5位まで)
  - 1 清掃業務手当
  - 2 福祉事務所等業務手当
  - 3 取締・指導等業務手当(違反建築取締)
  - 4 有害薬物取扱手当
  - 5 取締・指導等業務手当(公害取締実査)

		国
子	13,500円 各6,000円	配偶者 13,000円 その他の扶養親族 各6,500円 (ただし、配偶者を欠く扶養親族1人については11,000円) 満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、5,000円加算
4月1日から満22歳に達する日 間にある子については、4,000 除く)		
	1,400,000円	扶養認定限度額 1,300,000円
(準ずる者を含む)で35歳	15,000円	1.借家・借間に居住する職員 (月額12,000円を超える家賃を支払っている者) 最高 27,000円
35歳未満の者	7,500円	2.配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高 13,500円
額 限度額 55,000円		1. 交通機関利用者の運賃相当額 限度額 55,000円
線を利用しなければ通勤が困難		ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難とな
1/2(20,000円を限度)を加算		る場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算
5km未満 2,600円		2. 交通用具利用者 5km未満 2,000円
5km以上10km未満 3,000円		5km以上10km未満 4,200円
0km以上15km未満 5,000円		10km以上15km未満 7,100円
5km以上20km未満 7,000円		20km以上25km未満 10,000円
0km以上25km未満 9,000円		20km以上25km未満 12,900円
5km以上35km未満 11,000円		25km以上30km未満 15,800円
以下省略		以下省略